

部落問題文芸作品選集

第20卷

文芸評論・隨想集

世界文庫版

部落問題文芸作品選集 第二十卷

昭和五十年一月二十五日発行

発行者 松 本 富 夫

発行所 株式会社 世界文庫

東京都目黒区洗足二―一二―一五

電話 〇三 (七一六) 六一五一 (代表)

(七二三) 九二四四 (夜間)

振替 東京 七八四九八番 千一五二

落丁、乱丁本はお取替えいたします。

目次

馬場孤蝶	巷に覗きて……………	1
岩野泡鳴	新平民部落……………	12
生田長江	水平運動について……………	17
沖野岩三郎	心の眼が開いていれば……………	24
大泉黒石	妙な狂人……………	27
三好黙軒 (伊平次)	時間と演劇の進化……………	44
楠本寛	部落問題文芸の提唱……………	48
藤範晃	部落解放問題と文芸……………	52
志波溪生	文芸の問題について……………	69
中村至道	大正の琵琶歌其後の消息……………	79

田原春次 ハーレムの七日間……………83

穂積重遠 因襲打破の勇者江藤新平……………89

中村 恵 或る林檎園の徜徉……………110

岡本 弥 洞村について……………121

三好伊平次 糾弾の動機について……………127

夏山 茂 深酷なる変態的差別の影響……………137

姫井芳堂 辞書に見る賤称……………144

同 悲しき言葉を拾ふ……………150

栗須七郎 水平の行者(自伝より)……………154

同 山麓の一悲劇(「水平道」より)……………279

同 沖野々差別事件(同)……………288

巷を覗きて

馬場孤蝶

一

東京に暮らしてゐる吾々に取つては、地方民が部落の人々に對して、昔ながらの差別的感情を持ち差別的待遇をしてゐるなどといふことは、もう二十年も前のことで今日ではもう一般的にそんな事は餘程少くなつてゐるのだらうと思はれてゐた。

現に、島崎藤村君の『破戒』が出たのは明治三十七、八年頃だと思ふのだが、『破戒』の中に描かれてゐる部落の人々に對する地方民の差別的待遇に就て、その當時柳田國男君は、大抵の地方

では『破戒』に描かれてゐるやうな差別的待遇の事實は存在しない。

『破戒』の描寫は少し誇張の嫌ひは無いかといふやうな評を下したので念の爲め島崎君にその點に就て聞いてみたが、島崎君の答へは信州の小諸邊では、全く『破戒』のなかに書いてある通りなのだといふのであつた。けれども、その時分、柳田君は確か内務省に居た、地方にも出張し可なり實地の調査もされたことであるらしかつたので柳田君の説にも、信州地方以外の場合では、可なり根據はあるのだらう。即ちもうその當時ではなんぼ從來の生活がちがつて居たにしたところで同じ日本人がその同胞をさう不法な待遇の下に置くといふやうなことは少くとも一般的には漸次消滅の經路を取りつゝあることだらうと想像して居る。

所が、去年以來の水平社の運動や、その社の幹部の人々が公刊物中で公にした實情などを見ると不法なる差別的待遇は、矢張り今日に至つても尙少しも勢ひを弱めずに存在して居るものと斷ぜざるを得無い。

自分の極近い周圍を超えては餘り遠く見聞の達し得無い吾々に取つては、此の事實は、一寸は意外な感がしないことはないのであるが、近き代まであつた因襲の抜けきらずに居る今日の日本

の地方の實情としては水平社の人々の公表したやうな事實の存在をば成る程さうありそふな事だと肯定するのが自然であらうと思ふ。

然しながら、四民平等の聲を聞くことゝに五十年、自由民權の主張を耳にすること四十餘年人権擁護、人道提唱の喧呼されること最早十年にもなる今日、家畜に對する親しみと同程度の親しみを以てさへ交渉せられずに居るのであつて見れば、水平社の諸君が、積年の虐遇に對して勘忍袋の緒を切つて團結の力と可能とを自分の裡に見出すや否や、猛然として自分等の人間としての權利を主張するに至つたのは全く道理至極であつて、心ある者は何人と雖も、諸君の憤慨、諸君の反抗、諸君の要求を諒とし無い者は無いに違ひ無い。

水平社の運動はその通りに道理至極のものであることは疑ひ無いその目的の精神が眞に貫徹するに至るまでにはまだ可なり歳月を要することゝ思はれる。

差別的侮辱の言葉の使用を禁ずるとか、小學校での席を別にするのを廢せるとかいふやうな形式に屬することは、決して難事では無いであらうし、部落の住居、下水といふが如き、生活、衛生の改良なども、政府の力を以てすればこれ又容易に遂行せられ得る事である。然し、一般民

衆の傳説的の偏見が心の底から除き去られるのは、さう手つ取り早くは行かないことは明らかである。

二

水平社の人々の祖先に對して差別待遇が始まつたのは、何時の時代であつたのであらうか。元龜天正の戰亂時代には、何でもかんでも戦士が必要であつたのだから、同じ人間に對して差別だの何だのといふやうな贅澤を云つて居る暇は無かつたらうと思ふ。所謂差別的虐待の始まつたのは、徳川時代になつてからであつたらうと思はるゝ。さうして見ると、徳川時代の支配階級であつた徳川氏及び諸大名は自分等の位置を得る爲めには、水平社の人々の祖先の少からざる助力を得て置きながら、いやそれ等の人々を犠牲にして置きながら、その子孫に對しては、それを犠牲にして自分等の權勢を張る機會の無くなつた泰平時代になるといふと、手の裏を返すが如く、他の利用の途を案じ出して、虐遇至らざるなきに至つたのであつて、義理の悪いことゝ云つては此の上無しである。

更に又、吾々の祖先であるところの武士階級に至つては、水平社の人々と祖先を同じうした者が可なりあつたらうと考へ得らるゝに拘らず、近世泰平時代の不法なる制度が布かるゝに至るや何食はん顔をして、親類の子孫を嫌忌し侮蔑し、虐待したといふ譯になるのであるから、これは何とも申し譯のない事柄である。

要するに、同胞の一部に對し、甚だしき差別的虐待を加へ出し、従つて、それ等の同胞に對し不法なる偏見を持ち始めたのは三百年以前のことでは無いかも知れないのであるが、それにしても、それ等の偏見は今日まで少くとも七八代に亘つて、一般民衆の心に深く染み込んで居るのである。

生活程度、風俗、習慣等に於いて、一般民衆のそれ等のものと差異があつたことは決してそれら被虐待階級の責任では無く、全く虐待を加へた方の階級の責任に屬するものであることは勿論であるが然し、それ等の差異が生じ來つた日に至つて見ると、それ等の差異を生ぜしめたのが特に誰それといふ個人の責任とは定め難いのであるのだが、誰もその責任などは問うこと無しに、それ等の差異にのみ、反感を持ち、嫌忌を持ち、侮蔑の意を表する様になつたのは人間の已むを

得ざるところである。

さて、さういふ嫌疑、侮蔑の念が起つた以上、被虐待階級に取つては、ます／＼不利の形勢を増し來るのは、自然の理であつて被虐待階級中から出る犯罪者も、一般民衆中から出る犯罪者もその犯罪に至る動機に於て、その人となりに於て、何等の相違が無いのであつても、その犯罪——例へば、小なき窃盜事件の如き——が一般民衆の或者に向つて、被虐待階級の或者に依つて行はるゝ場合などにあつては、それが單に貧の盜みといふ普通現象として説明し得らるゝに拘はらず、一般民衆はそれを以て特殊階級なるが故の犯罪と斷定してしまふといふ傾きになり來つて居るやうに考へられる。

これ等の偏見は改めざるべからざるものであるのは勿論、それらが正しからざるものであることを理性の上で認めることは比較的容易であつても、數代傳へ來つた偏見が産みつけた感情、感觸に至つては、たか／＼一朝にして拭ひ去ることはできまいと思ふ。

水平社の團結と運動とは決して弛緩することを得ないであらう。

三

所で、水平社の人々に對する當局の政策はといふと、官憲が議會での質問に答へたところによると水平社の人々を今後地方に散在させる志望だといふのである。これは何れだけの期間内に實行する事になるのだから分らぬのであるから、遮二無二反對すべきことでは無からうが、然し、若し此の政策が取り急いで實行せらるゝのであつたら、水平社の人々に取つて、甚だしく迷惑なことであらうと思ふ。成程今日の如く、或部落をなす程集團して居ては、普通民からの蔑視の的になるには違ひ無いがさればと云つて、これを一家族とか二家族とかいふやうな風に、諸所へ散在させることになれば身分が少しも知られずに居ることができる場合は宜しいとして、一朝不幸にしてその身分が他から感づかれた場合、それ等の孤立させられた連中は四面からの反感、侮蔑虐待に對しては防禦なり、反抗なりのみちは全く無いことになる譯では無いか。

集團して居つては、風俗、習慣のちがひを無くするといふ點には不便であるには相違無からうけれども、それ等の人々をば、何代もなれ來つて居る環境から引き離して、無防禦の状態にして

ほうり出すといふのは如何にも慘酷なことである、水平社の人々が、さういふ離散的移住を承知する場合は兎に角、さういふ政策に對し異議を有する場合には強てさういふ、政策を實行するのは甚だしい人権蹂躪である。

道理に反したる因襲に睨んで同胞に對してさへ忍び難き差別的待遇をなすが如き、日本の狭い天地に踞踏するのをいさぎよしとせずして、遠く海外の天高く地濊き異域に、活躍の境地を打開する覺悟で、南米其他に移住する人々があるにしても、それはさういふ人々の決心にまかすべきことで、決して他から強制すべきことで無いことは勿論である、自ら進んで行くはよし、逐はれて行くのを誰が快しとするものがあらう。

周囲から注目されるやうな機會の比較的少い東京などの民衆のなかへまじつて了へば、まだ幾らかいかゝも知れぬが、それは極少數な人々に取つてのみ可能なことに過ぎ無いのみならず、これとても慣れ無い環境に入つて、自分を包んで居なければならん苦痛をば忍んで暮らすことを誰も彼もが好むものとは考へられ無い。水平社の人々に對して、離散（若くは單なる移居をさへ）を強制するのは不法である。水平社の人々の他民衆のなかへの混入、移居等は、時期を見計らう

べき事柄であつて、その判斷は全然水平社の人々自身にまかすべきものである。

いろ／＼に考へてみても、水平社の人々に取つては、今日の如き團結が力である時期に於て、今の集團生活が解かれるのは、斷じて利益ではあるまいと思ふ。

四

水平社の人々の祖先は、異人種とか、罪人とかいふのでは無くして單に戰亂等の生存上甚だしく不利な境遇に落され、次いでは主として職業の差異等から、差別的待遇を受けるやうになつたといふその由來をば、小學校の教科書などに書いて貰つて、一般民衆から積年の間不法な取扱ひを受け來つたことを明かにし、以て今後の民衆をして今日の感情及び待遇の更に謂はれ無き不道理なものであることを十分に知覺せしめるやうにし度いといふ要求があるやうに聞いた。

此の方法は、長い間に亘ればその效が現れることは疑ひ無からうけれども、實行の當座は却つて水平社の人々の豫期するところとは反對の結果を現出しはしまいかと思はるゝ。即ち、一般民衆の兒童に、水平社の人々の兒童に關する談話、考察等の新な刺戟と材料を提供することになつ

て必ずしも後者に取つては幸福では無いかも知れぬと想像せられる。

水平社の人々にして、教育の方面での方策に就て考察せられるのであつたら、今一步進んで、日本の教育の根本精神に立ち入つて、十分恒久的意見を立てらるべきであらう。

吾々の考へでは、少くとも此處三十年來の日本の教育の精神は甚だしく偏つたものである。第一には、當時では東洋の一小國として朝鮮にすら侮られて居て、外戦の必要が迫つて居たが爲めと、第二には、當時の藩閥政府が民主主義の勃興を甚だしく恐れたが爲めとで、我國の教育の根本精神は極めて狹義な國家主義に偏し切つて了つたのであつた。外戦——少くとも當路の考へでは何んなことがあつても負ける譯にはいかなかつた外戦——に對して國民の一致が必要であつたのだから、極力人心の動搖——精神的進歩に對する動搖を防が無ければならなかつたのであつたが、さういふ政策としては國民の心を守舊の精神で固まらせて了うより外は無かつたのであつた。

既往三十年間の日本の國民教育の標語は、忠孝愛國、義勇奉公、勤儉尙武以外には何も無く、さういふ教育では楠正成が公人の典型である、二宮金次郎が個人の模範であつた。要するに今日

までの教育は國歩艱難の際に於ける應急教育であつて、國民教育に於ては從順を極めたる兵卒を造るのが大目的であり、官學の高等教育に於ては、勤勉なる官吏を造るのが主たる目的であつたかゝる教育に於て個性の尊重とか、個人の獨立とか、同輩に對する權利、義務とかいふやうな人間個々の道德觀念人道とか、他愛とかいふが如き共存的精神が、殆んど全然顧みられ無かつたのは、少しも怪しむに足りないではないか。現今では、それ等の偏つた教育の結果が、さまざまなる惡現象として社會の表面へ出て來て居ることはこゝに云ふまでも無いことである。

水平社の人々に對する一般民衆の無理解なる取り扱ひ方が、今日も尙止まざる如きは我國の教育が一般民衆に對し何等人間の本性に根ざしを持つところの修養を與へて居らぬ證據の一つである。

水平社の人々は、宜しく我國の教育の根本精神の革新をば、自分等の人間としての權利として何處までも要求せらるべきであらうと思ふ。

新平民部落

岩野泡鳴

世には、路傍に立て食物を乞ふ、貧民あるを知つて、新平民なるものの大に憫むべき地位にあるを思はざる者多し。彼等と雖ども、單に肉を屠り、皮を剥ぐの動物には非らざるなり。吾人と同じく妻子あり、吾人と等く情愛を解し得る民なり。よし、その歴史に汚點あり、その職業に卑むべきところありとするも、之が爲めに、毫も、その始を異にせざる人類を疎んずるの要なし。況や明治四年以來、機多非人等の稱を廢せしに於ておや。之を『ゑた』と賤め、『皮太』と貶し、甚しきに至つては、癩病患者と同視して、『かたゐ』と呼ぶ者あるは、何事ぞや。

社會が之を輕蔑疎外する習慣の久しき、彼等身づからも之を當然の事と思ひ、他と交際するを恐れ、之を避くるを常とし、たまたま人の家を訪ふも、主人の許可なくして、しきりを越ゆることを爲さざる風あり。たとへば、大阪府下渡邊村の如き、富める者甚だ多く、本願寺の金倉と稱せられ、一家の佛壇にも、純金の彌陀像を飾るところありと云へど、身づから卑下退讓するは、他の諸部落と異なるなし。彼等の言語に一種のなまりありて、一見直に他の人々と區別し得るなり。たとへば、鮑瓶をツルベと發音すること頗はず、幾度教へても、ツブレとなる。教師、根盡きて、放言して曰く、渠等は人間以下の動物なりと。渠等身づからも亦、御におのれを以て人外とあきらめ居ると雖ども、我